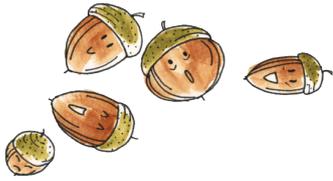


あげまつだより



令和5年10月12日発行
No.13 上松町



駅伝大会のバス運行について

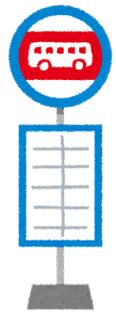


「第2回木曾上松ひのきの里駅伝大会」開催時の上松町コミュニティバス運行について
10月29日（日）に「第2回木曾ひのきの里駅伝大会」が開催されます。上松駅前周辺が駅伝コースとなりますので、開催時間中（9：00～12：00）バスは「上松駅」停留所への乗り入れが出来ません。下記の便をご利用予定の方は、倉本線上りは「いきいき広場」、倉本線下りは「下町」停留所をご利用下さい。

ご迷惑をおかけしますがご理解、ご協力をお願いします。

上松町コミュニティバス（ひのき号） 令和5年10月29日（日）

倉本線（上り）	④上松駅	9：56	⇒	いきいき広場	9：57
	⑤上松駅	10：43	⇒	いきいき広場	10：44
（下り）	③上松駅	10：00	⇒	下町	10：01
	④上松駅	11：13	⇒	下町	11：14



【お問い合わせ先】 上松町 住民福祉課 生活環境係（Tel52-4802）



上松保育園入園説明会



令和6年度上松保育園入園説明会を下記の日程で開催します。対象の保護者の方はご参加ください。（特に3歳未満児の入園については、育休の終了が未定の方、途中入園の考えがある方は必ずご参加ください。）

- 日時： 令和5年11月2日（木）受付 9時30分～ 開始 10時00分～
場所： 上松保育園 遊戯室
持ち物： 保護者の方のスリッパ・お子さんの上履き（3歳未満児は除く）
水筒・着替え・各自必要な物（お子さんの持ち物には記名をお願いします）
対象： 令和6年4月から令和7年3月までの間に、新規でお子さんの上松保育園への入園を希望する保護者の方（育児休業明け等による年度途中の入園を含む）

※在園しているお子さんの保護者の方は、本説明会の対象外です。

※当日、説明会に出席できない場合は、必ず下記までご連絡ください。後日、手続きに必要な書類を送付いたします。

※当日は、来年度年少児で入園予定のお子さんと在園児の交流会を予定しています。対象のお子さんは途中から保護者の方と別れて交流会に参加します。保護者の方はそのまま説明会にご参加ください。（感染症等の状況によっては交流会を中止する場合があります）

※託児は行いませんので、交流会の対象でないお子さんは保護者の方と一緒に説明会にご参加ください。

※駐車場につきましては、保育園駐車場または上松小学校々庭南側駐車場・公民館駐車場をご利用ください。

※当日体調がすぐれない方は参加をご遠慮いただき、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】 上松町教育委員会事務局 子育て支援係 電話：52-4900
上松保育園 電話：52-2086





インフルエンザ予防接種の助成



●高齢者のインフルエンザ予防接種の助成について

町では、重症化予防ための高齢者インフルエンザ予防接種に2,000円の助成を行います。

【接種助成対象者】*①、②の方で、自ら接種の意思を表明できる方

①65歳以上の方（昭和34年3月31日以前に生まれた方）

②60歳以上65歳未満の方（昭和34年4月1日～昭和39年2月29日に生まれた方）であって、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方

令和5年5月に実施した検診アンケートでインフルエンザの予防接種を希望した方へ、10月上旬に個人通知を郵送しました。詳細は個人通知をご確認ください。

【注意事項】

◎通知が届かない方でも予診票をお渡しできますので、必ず接種する前に、直接または電話で上松町役場保健衛生係までご連絡ください。

◎予約・接種期間は、医療機関によって異なりますので、各自でお問い合わせください。

◎高齢者インフルエンザ予防接種を実施する県内の医療機関を、上松町のホームページ内の「長野県医師会のホームページ」のリンクから確認ができますので、必要な方はご確認ください。

*ご不明な点や県外で接種を希望する方は、住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）へお問い合わせください。

●こどものインフルエンザ予防接種助成について

町では、6か月児から18歳（高校3年生に該当する学年）までの乳幼児・児童・生徒等が、任意で行うインフルエンザ予防接種を実施した場合に、その保護者に1回1,000円の助成を行っています。

予防接種実施後に下記にある申請に必要なものを持参し、【2月29日（木）まで】に住民福祉課保健衛生係に申請してください。2回接種する場合は、2回分まとめて申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- ・接種した医療機関で発行する領収書（コピー可）
- ・印鑑
- ・入金する口座の通帳（福祉医療登録口座を使用する場合以外）

【申請先】

- ・住民福祉課保健衛生係（1階3番窓口）へご提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）



国税相談専用ダイヤル導入



令和5年11月1日（水）から、国税に関する電話による相談について、全国の税務署で統一した電話番号が導入されます。

国税相談専用ダイヤル ^{コクセイ} 0570-00-5901（電話相談センターへつながります）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

上記専用ダイヤルに電話をしたら音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。（確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 「1」 所得税 | 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書 |
| 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価 | 「4」 法人税 |
| 「5」 消費税、印紙税 | 「6」 その他 |

・つながらない場合は、所轄の税務署に電話をして音声案内「1」を選択してください。（電話相談センターへつながります。）

・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。

※税務署での相談は事前予約が必要です。所轄の税務署へ電話をして音声案内「2」を選択してください。（確定申告期の予約については、国税庁ホームページをご確認ください。）

【お問い合わせ先】木曽税務署 0264-22-2024



税金等を窓口で納付されている皆様へ



税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。

税 目	期 別	納 期 限	担 当 係
町県民税	第3期	令和5年10月31日(火)	企画財政課収納係
国民健康保険税	第6期		
後期高齢者医療保険料	第4期		住民福祉課厚生係

◆納入期限までの納入にご協力下さい◆

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談下さい。納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送や訪問による納税をお願いしていますが、督促手数料（100円）がかかります。その後も未納の場合には、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

◆便利な口座振替をご利用下さい◆

現在、窓口で納入されている皆様（納税通知書に「口座振替」の記載のない方）に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく必ず納期限に納入されます。役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用下さい。役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。（その際は、通帳と印鑑をご用意下さい）

◆マンデー（月曜）納税日をご利用下さい◆

毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しておりますので、税金等を納入することができます。（休日の場合は翌日）お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町役場 企画財政課収納係・住民福祉課厚生係 電話：52-2001



価格高騰特別対策支援金



「長野県・上松町価格高騰特別対策支援金」について、国給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）の支給対象とならない、住民税所得割非課税世帯や令和5年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯に対し、給付金を支給します。

対象世帯：①令和5年度住民税所得割非課税世帯

②令和5年1月から12月までの間に家計が急変し、世帯全員が住民税所得割非課税相当となった世帯

支給額：1世帯あたり 20,000円

【住民税所得割非課税世帯】

○対象と思われる世帯には「お知らせ通知」を既に送付しました。「お知らせ通知」が届いた世帯は、特に申請等の手続きは必要なく、給付金を受けることができます。

○対象となる可能性がある世帯には「確認書」を送付しました。内容をご確認いただき、必要事項をご記入の上、担当係まで返送してください。

○令和5年1月2日以降に上松町に転入された方で、前住所地で未申告等、課税状況が確認できなかった方については、ご案内をお送りしていませんので、「申請書」をご提出ください。

【家計急変世帯】

○令和5年1月以降の世帯全員の任意の1か月の収入が、住民税所得割非課税水準に相当する収入である場合に、対象となります。

○収入の種類は、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）により判断します。

○定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月など、あらかじめ収入がない（減少する）ことが明らかであるものは該当しません。

まずは、お電話にてご連絡をお願いします。

【担当】住民福祉課福祉係 電話52-5550



個別労働紛争あっせん制度周知月間



10月は「個別労働紛争あっせん制度」周知月間です。県労働委員会では、労働問題の専門家が中立、公正な立場で、労働者個人と事業主との雇用のトラブル（解雇、賃金、パワハラ等）について、「あっせん」により円満な解決をお手伝いしています。

手続きは、簡単・無料で、懇切丁寧にお話を伺います。また秘密は厳守されます。

詳しくは 中信労政事務所 電話 0263-40-1936

または 県労働委員会事務局 電話 026-235-7468 まで



面接無料相談会



長野県行政書士会中信支部による『面接無料相談会』の開催について
長野県行政書士会及び同中信支部では、10月の「行政書士制度広報月間」に合わせ、下記のとおり『面接無料相談会』を実施します。

○日時 10月14日（土） 午前10時から午後3時

○場所 木曽町文化交流センター 小会議室（木曽町福島5129番地）

○相談内容

・遺言・相続関係に関して

遺言書や遺産分割協議書の作成、相続財産の調査、家族信託、成年後見制度のご相談

・ビジネスをサポートする各種申請

建設業許可、産業廃棄物処理業許可、農地転用許可、運送業許可、自動車登録など

・外国人の在留資格

外国人の雇用や呼び寄せ、在留資格の変更・更新・取得等の申請や永住、帰化の相談

・日常のお困りごとのお手伝い

クーリングオフや内容証明など様々な必要書類作成、損害賠償請求のご相談

【問合せ先】長野県行政書士会中信支部 電話：0263-87-3798

（事前予約も可能ですので、中信支部へご連絡ください。）



行政相談週間



10月16日（月）～22日（日）は行政相談週間です。

「行政相談」とは、国や独立行政法人などが行っている仕事やサービス、各種制度の手続きについてのご意見・ご要望等を受け付け、国民の声を行政の制度及び運営の改善に役立てるものです。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、相談に応じますので、お気軽にご相談下さい。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

■相談方法

総務省行政相談センターきくみみ長野（電話：0570-090110）、もしくは、インターネットで「行政相談受付」と検索のほか、総務大臣からの委嘱された行政相談委員が受け付けています。

■上松町での10月の相談日

【日時】10月25日（水）午後1時～午後3時

【場所】上松町ひのきの里総合文化センター

